

控除に関する経過措置)

第百十六條 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日前に縮結した旧租税特別措置法第六十八條の十五第一項に規定する情報基盤強化設備等の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

(連結法人の減価償却に関する経過措置)

第百十七條 新租税特別措置法第六十八條の十六第一項、第六十八條の十七第一項、第六十八條の十八第一項、第六十八條の十九第一項、第六十八條の二十第一項、第六十八條の二十一第一項、第六十八條の二十三第一項、第六十八條の二十四第一項、第六十八條の二十七第一項、第六十八條の二十九第一項から第三項まで、第六十八條の三十第一項、第六十八條の三十一第一項、第六十八條の三十二第一項、第六十八條の三十四第三項、第六十八條の三十五第一項及び第六十八條の三十六第一項〔これらの規定に規定する所有権移転外リース取引に係る部分に限る。〕の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日以後に縮結するこれらの規定に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に縮結した旧租税特別措置法第六十八條の十六第一項、第六十八條の十七第一項、第六十八條の十八第一項、第六十八條の十九第一項、第六十八條の二十一第一項、第六十八條の二十三第一項、第六十八條の二十七第一項、第六十八條の二十九第一項及び第四項、第六十八條の三十第一項、第六十八條の三十一第一項、第六十八條の三十五第一項並びに第六十八條の三十六第一項に規定する減価償却資産の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

2| 新租税特別措置法第六十八條の十七第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する研究施設について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の十七第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3| 新租税特別措置法第六十八條の十八第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六

- 十八條の十八第一項に規定する保全事業等資産については、なお従前の例による。
- 4 新租税特別措置法第六十八條の二十第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十二号に定める日以後に取得等をする同項に規定する集積産業用資産について適用する。
- 5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十第一項に規定する高度技術産業用設備については、なお従前の例による。
- 6 施行日から産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第一〇号）の施行の日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八條の二十第一項の規定の適用については、同項中「第四十四條の三第一項各号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第一〇号）第十二條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第四十四條の三第一項各号」と、「産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第一〇号）の施行の日から平成二十一年三月三十一日まで」とあるのは「平成十九年四月一日から産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第一〇号）の施行の日の前日まで」と、「第二条第八項」とあるのは「第二条第五項」と、「百分の二十」（当該事業革新設備が、産業活力再生特別措置法第二条第十項に規定する特定事業革新設備である場合又は第四十四條の三第一項第四号若しくは第五号に掲げる計画に記載されたものである場合には、百分の三十）」とあるのは「百分の二十四」（当該事業革新設備が、旧租税特別措置法第四十四條の三第一項第一号又は第三号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の三十とし、同項第二号に掲げる計画に記載されたものである場合には百分の四十とする。）」とする。
- 7 新租税特別措置法第六十八條の二十三第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十三第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。
- 8 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十四第一項の表の第一号の中欄又は第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。
- 9 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行

日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十五第一項に規定する製造過程管理高度化設備等については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第六十八條の二十六（新租税特別措置法第四十四條の六第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十三号に定める日以後に取得等をする新租税特別措置法第六十八條の二十六第一項に規定する再商品化設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十六第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

11 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第六十八條の二十六第一項に規定する再商品化設備等の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

12 新租税特別措置法第六十八條の二十七（新租税特別措置法第四十五條第一項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする新租税特別措置法第六十八條の二十七第一項に規定する工業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十七第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

13 新租税特別措置法第六十八條の二十九第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八條の二十九第一項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

14 新租税特別措置法第六十八條の二十九第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定増改築施設について適用する。

15 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八條の二十九第二項に規定する特定医療用建物については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第四十五條の第二項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第九十三條第

十五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十五条の二第二項」と、同条第三項中「第四十五条の二第二項」とあるのは「旧効力措置法第四十五条の二第二項」とする。

16 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第六十八条の三十一第二項に規定する障害者対応設備等の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

17 新租税特別措置法第六十八条の三十二第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する事業所内託児施設等について適用する。

18 旧租税特別措置法第六十八条の三十二第一項に規定する農業経営改善計画につき同項の認定を施行日前に受けた同項に規定する農業生産法人の有する同項に規定する農業用の機械及び装置、建物及びその附属設備並びに生物については、同条の規定は、なおその効力を有する。

19 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日前に締結した旧租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定する中心市街地優良賃貸住宅の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

20 新租税特別措置法第六十八条の三十四（第三項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用する。

21 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第三項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第四十七条第三項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第九十三条第二十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十七条第三項」と、同条第四項中「第四十七条第三項」とあるのは「旧効力措置法第四十七条第三項」とする。

22 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第五項に規定する改良優良賃貸住宅については、なお従前の例による。

(連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例に関する経過措置)

第百十八条 新租税特別措置法第六十八条の六十四及び第六十八条の六十五の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用する。

(連結法人である農業生産法人の課税の特例に関する経過措置)

第百十九条 旧租税特別措置法第六十八条の六十四第一項の連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度の連結所得の金額の計算については、同条及び旧租税特別措置法第六十八条の六十五の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十八 条の六十 四第一項	第六十一条の二第一項	所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号) (附則第九十六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条及び次条において「旧効力措置法」という。)第六十一条の二第一項
第六十八 条の六十 四第二項 及び第三 項	第六十一条の二第二項	旧効力措置法第六十一条の二第二項
第六十八 条の六十	又は同項	若しくは同項
第四四項	連結子法人に	連結子法人又は所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年

		<p>法律第 号)第十二条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の六十四第一項の規定の適用を受ける連結親法人若しくは同項の規定の適用を受ける連結子法人に</p>
第六十八 条の六十 四第六項	<p>第六十一条の二第一項</p>	<p>旧効力措置法第六十一条の二第一項</p>
<p>「第五十五条第十一項」とあるのは「第六十一条の二第七項</p>	<p>「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十五条第十一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第九十六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧効力単体措置法」という。）第六十一条の二第七項</p>	<p>所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第九十六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の六十四第二項</p>
<p>「同条第十一項」とあるのは「第六十一条の二第七項</p>	<p>「同条第十一項」とあるのは「旧効力単体措置法第六十一条の二第七項</p>	

第六十八 条の六十 四第七項	第六十一条の二第七項	旧効力措置法第六十一条の二第 七項
第六十八 条の六十 五第一項	第六十一条の二第二項	旧効力措置法第六十一条の二第 一項
		旧効力措置法第六十一条の二第 二項

(連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

第二百二十条 新租税特別措置法第六十八条の七十第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日以後に締結する同項に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に締結した旧租税特別措置法第六十八条の七十第一項に規定する代替資産の貸借に係る契約については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の七十四(新租税特別措置法第六十五条の三第一項第四号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十五号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八条の七十四第二項及び第三項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十八条の七十五(新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十一号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連

結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十四号に定める日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

5 新租税特別措置法第六十八条の七十五（新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで（新租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第十六号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十四号に定める日以後に行う同表の第十六号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用する。

7 新租税特別措置法第六十八条の七十九及び第六十八条の七十九（新租税特別措置法第六十八条の七十八第十五項第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日以後に締結する同号に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に締結した旧租税特別措置法第六十八条の七十八第一項に規定する買換資産の賃借に係る契約については、なお従前の例による。

（連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予に関する経過措置）

第二百一十一条 新租税特別措置法第六十八条の八十八の二の規定は、施行日以後に同条第一項の申請が行われる場合について適用する。

（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第二百二十二条 新租税特別措置法第六十八条の九十第一項、第二項及び第六項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する個別課税対象留保金額について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十第一

項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する個別課税対象留保金額については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の九十第七項及び第八項の規定は、同条第七項に規定する外国信託の受託者の当該外国信託に係る信託法施行日以後に終了する事業年度に係る同項の規定により適用される同条第一項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する個別課税対象留保金額について適用する。

(連結法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第二百二十三条 旧租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項に規定する特定外国信託の信託法施行日前に終了した同項に規定する計算期間に係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する個別課税対象留保金額については、なお従前の例による。

(特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第二百二十四条 新租税特別措置法第六十八条の九十三の六の規定は、平成十九年十月一日以後に同条第一項に規定する特定関係が生ずる場合について適用する。

(連結法人の特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算入の特例に関する経過措置)

第二百二十五条 新租税特別措置法第六十八条の九十六の二の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に支出する同条第一項又は第二項に規定する寄附金について適用する。

(連結法人の転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置)

第二百二十六条 新租税特別措置法第六十八条の百二の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年四月一日以後に締結する同条第二項に規定する所有権移転外リース取引に係る契約について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に締結した旧租税特別措置法第六十八条の百二第二項に規定する固定資産の貸借に係る契約については、なお従前の例による。

(連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例に関する経過措置)

第二百二十七条 新租税特別措置法第六十八条の百五の二(同条第一項に規定する特定受益者に係る部分に限る。)の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあつては、信託法施行日以後に遺言がされたものに限る。及び信託法施行日以後に信託の同条第四項に規定する受益者たる地位(信託法施行日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託にあつては信託法施行日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。以下この条において「旧信託」という。)にあつては、第二条の規定による改正前の法人税法第十二条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者(以下この条において「旧受益者」という。)(たる地位)の承継を受ける連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の当該承継(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により信託法施行日前から旧受益者であつた者(遺言によってされた旧信託にあつては、その効力が生じた時から旧受益者であつた者を含む。))からその地位の承継を受ける場合のその承継を除く。次項において同じ。)に係る信託について適用する。

2 旧信託の旧受益者たる地位の承継を受ける者について新租税特別措置法第六十八条の百五の二の規定を適用する場合には、同条第一項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

同条第一項	所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)附則第二百五条第二項の規定により読み替えられた同法第十二条の規定による改正後の租税特別措置法第六十七条の十二第一項
同条第三項第一号	第六十七条の十二第三項第一号
信託()	信託(同法)

(特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例に関する経過措置)

第二百二十八条 新租税特別措置法第六十八条の百九の二の規定は、平成十九年十月一

」とする。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第三百三十二条 新租税特別措置法第七十四条(第四号に係る部分を除く。)の規定は、施行日以後に新築をし、又は取得をする同条に規定する住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新築をし、又は取得をした旧租税特別措置法第七十四条に規定する住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第七十四条(第四号に係る部分に限る。)の規定は、同号の住宅用家屋の新築等をするための資金の貸付けに係る債権で独立行政法人住宅金融支援機構が同号の業務により金融機関から譲り受けた貸付債権(当該金融機関が平成十九年四月一日以後に申込みを受理する資金の貸付けに係るものに限る。)について適用する。

3 新租税特別措置法第七十七条の規定は、同条に規定する政令で定める者が施行日以後に同条に規定する土地の取得をする場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、農業を営む者が施行日前に旧租税特別措置法第七十七条に規定する土地の取得をした場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 森林組合が、施行日前に旧租税特別措置法第七十八条の二第三項に規定する権利義務の承継をした場合における不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 商工組合中央金庫が、施行日から平成二十年九月三十日までの間に旧租税特別措置法第七十八条の三第一項に規定する業務に係る債権を担保するために受ける抵当権(企業担保権を含む。以下第七項までにおいて同じ。)の設定の登記又は登録に係る登録免許税については、同条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十九年三月三十一日」とあるのは、「平成二十年九月三十日」とする。

6 株式会社商工組合中央金庫が、平成二十年十月一日から株式会社商工組合中央金庫法の廃止の日の前日又は同法の施行の日から七年を経過する日のいずれか早い日までの間に同法第十四条第一項第二号及び第四項第一号に掲げる業務(同法第六条第一項第二号から第十号までに掲げるものであって株式会社商工組合中央金庫の株主であるもの及びその直接又は間接の構成員に対するものに限る。)に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記又は登録に係る登録免許税については、

旧租税特別措置法第七十八条の三第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号。以下この条において「昭和四十八年改正法」という。）の施行の日の翌日から平成十九年三月三十一日」とあるのは「平成二十年十月一日から株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第 号）の廃止の日の前日又は同法の施行の日から七年を経過する日のいずれか早い日」と、「商工組合中央金庫が商工組合中央金庫法第二十八条第一項第一号及び第二号に掲げる業務」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫が同法第十四条第一項第二号及び第四項第一号に掲げる業務（同法第六条第一項第二号から第十号までに掲げるものであつて株式会社商工組合中央金庫の株主であるもの及びその直接又は間接の構成員に対するものに限る。）」と、「含む。以下この条において同じ」とあるのは「含む」と、「税率は」とあるのは「税率は、株式会社商工組合中央金庫が同法第十四条第一項第二号に掲げる業務のうち同法第六条第一項第十二号に掲げるものに対するものを行う場合には財務省令で定めるところにより登記又は登録を受けるものに限り」と、「千分の一」とあるのは「不動産、船舶、ダム使用权、鉱業権、砂鉱権、租鉱権、特定鉱業権又は漁業権若しくは入漁権の抵当権の設定の登記又は登録にあつては千分の三とし、航空機又は農業用動産、建設機械若しくは自動車の抵当権の設定の登記又は登録にあつては千分の二・五とし、工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団若しくは観光施設財団若しくは鉄道財団、軌道財団若しくは運河財団の抵当権又は企業担保権の設定の登記又は登録にあつては千分の二」とする。

7 前項の場合において、株式会社商工組合中央金庫が平成二十年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に同項の業務に係る債権を担保するために抵当権の設定の登記又は登録を受けるときにおける同項の規定の適用については、同項中「千分の三」とあるのは「千分の二」と、「千分の二・五」とあり、及び「千分の二」とあるのは「千分の一・五」とする。

8 新租税特別措置法第八十条第一項の規定は、附則第一条第十六号に定める日以後にされる同項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、同日前にされた旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

9 施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第一項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同項に規定する事業区域内の土地の所有権の移転の登記又は同

条第二項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

- 10 新租税特別措置法第八十三条第三項の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する国土交通大臣の認定を受ける場合における同条第三項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第三項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同条第五項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(消費税の特例に関する経過措置)

第百三十三条 旧租税特別措置法第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車で、同項に規定する期間内に国内において譲渡が行われたもの又は保税地域から引き取られたものに係る消費税については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第八十六条の五第一項に規定する事業者の同項に規定する期間内に終了した同項の課税期間に係る消費税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第八十六条の五の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる第六十六条の規定による改正後の消費税法第十五条第一項に規定する法人課税信託（遺言によってされた信託に該当するものにあつては信託法施行日以後に遺言がされたものに限る、新法信託に該当するものを含む。）について適用する。

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正)

第百三十四条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

(国外送金等をする者の告知書の提出等)

第三条 国外送金又は国外からの送金等の受領をする者（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる法人、銀行、金融商品取引業者その他の政令で定めるもの（次条第一項において「公共法人等」という。）を除く。）は、その国外送金又は国外からの送金等の受領（以下「国外送金等」という。）がそれぞれ特定送金又は特定受領に該当する場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した告知書を、その国外送金等をする際、その国外送金等に係る為替取引若しくは買取り（前条第五号に規定する買取りをいう

(国外送金等をする者の告知書の提出等)

第三条 国外送金又は国外からの送金等の受領をする者（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる法人、銀行、証券業者その他の政令で定めるもの（次条第一項において「公共法人等」という。）を除く。）は、その国外送金又は国外からの送金等の受領（以下「国外送金等」という。）がそれぞれ特定送金又は特定受領に該当する場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した告知書を、その国外送金等をする際、その国外送金等に係る為替取引若しくは買取り（前条第五号に規定する買取りをいう。以下こ

。以下この項において同じ。）に係る金融機関の営業所等（以下この条において「国外送金等に係る金融機関の営業所等」という。）又はその国外送金等に係る為替取引に係る郵便局等の長に対し（当該国外送金等に係る為替取引又は買取りが当該国外送金等に係る金融機関の営業所等以外の金融機関の営業所等の長による取次ぎその他の政令で定める行為に基づいて行われる場合には、当該行為をする金融機関の営業所等の長（以下「取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長」という。）を經由して、当該国外送金等に係る金融機関の営業所等の長に対し）提出しなければならぬ。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出をする金融機関の営業所等又は郵便局等の長（取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長を經由して当該告知書の提出をする場合には、当該取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長。以下この項において同じ。）にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならぬものとし、当該告知書の提出を受ける金融機関の営業所等又は郵便局等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者）については、財務省令で定める場所。以下この項及び次条第一項において同じ。）を当該書類により確認しなければならないものとする。

一・二 省 略

2 4 省 略

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正）

第百三十五条 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

（他の国税に関する法律の規定の適用）

第十一条 省 略

2 省 略

3 前条及び前二項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 四 省 略

の項において同じ。）に係る金融機関の営業所等（以下この条において「国外送金等に係る金融機関の営業所等」という。）又はその国外送金等に係る為替取引に係る郵便局等の長に対し（当該国外送金等に係る為替取引又は買取りが当該国外送金等に係る金融機関の営業所等以外の金融機関の営業所等の長による取次ぎその他の政令で定める行為に基づいて行われる場合には、当該行為をする金融機関の営業所等の長（以下「取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長」という。）を經由して、当該国外送金等に係る金融機関の営業所等の長に対し）提出しなければならぬ。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出をする金融機関の営業所等又は郵便局等の長（取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長を經由して当該告知書の提出をする場合には、当該取次ぎ等に係る金融機関の営業所等の長。以下この項において同じ。）にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならぬものとし、当該告知書の提出を受ける金融機関の営業所等又は郵便局等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者）については、財務省令で定める場所。以下この項及び次条第一項において同じ。）を当該書類により確認しなければならないものとする。

一・二 同 上

2 4 同 上

（他の国税に関する法律の規定の適用）

第十一条 同 上

2 同 上

3 同 上

一 四 同 上

五 法人税法第二百二十七条第二項第一号（同法第四百六条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「前条第一項」とあるのは、「前条第一項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条各号、第五条各号若しくは第十条のいずれか

〔電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置〕

第三百三十六条 附則第三十四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる特定信託についての前条の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第十一条第三項第五号の規定の適用については、なお従前の例による。

〔租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正〕

第三百三十七条 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第十九条 省 略

2 省 略

3 次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなして、同条第七項から第十二項まで及び新租税特別措置法第七十条の六第十八項の規定を適用する。この場合において、当該受贈者に係るこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

一 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

二 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

三 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

「とする。」

附則

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第十九条 同 上

2 同 上

四 旧租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

4| 省略

5| 次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する農業相続人とみなして、同条第十項から第十六項までの規定を適用する。この場合において当該農業相続人に係るこれらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

一 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

二 旧租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

6| 省略

7| 省略

（地方自治法の一部改正）

第百三十八条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	省略	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの
事務	省略	一 都道府県が処理することとされている第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十五号ハ及び第十六号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十二号

3| 同上

4| 同上
5| 同上

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 同上

法律	同上	同上
事務	同上	一 都道府県が処理することとされている第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十一号

省略	
省略	<p>及び第十四号並びに第三十七条第一項の表の第十二号の上欄に規定する指定の事務、第六十二条の第三項第十五号八及び第十六号二並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号並びに第六十五条の七第一項の表の第十三号の上欄に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十項（第七十条の三十六項において準用する場合を含む。）の通知に關する事務</p> <p>二 市町村が処理することとされている第二十八条の四第三項第七号イ及びロ、第三十一条の二第二項第十六号二、第六十二条の三第四項第十六号二、第六十三条第三項第七号イ及びロ並びに第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十項（第七十条の三十六項において準用する場合を含む。）及び第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項において準用する場合を含む。）の通知に關する事務</p>

（地方交付税法の一部改正）
 第百三十九条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

- （測定単位及び単位費用）
- 第十二条 省略
- 2 省略
- 3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の

同上	
同上	<p>及び第十三号並びに第三十七条第一項の表の第十二号の上欄に規定する指定の事務、第六十二条の第三項第十四号八及び第十五号二並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十一号及び第十三号並びに第六十五条の七第一項の表の第十三号の上欄に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十項（第七十条の三十六項において準用する場合を含む。）の通知に關する事務</p> <p>二 市町村が処理することとされている第二十八条の四第三項第七号イ及びロ、第三十一条の二第二項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二、第六十三条第三項第七号イ及びロ並びに第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十項（第七十条の三十六項において準用する場合を含む。）及び第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項において準用する場合を含む。）の通知に關する事務</p>

- （測定単位及び単位費用）
- 第十二条 同上
- 2 同上
- 3 同上

定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一〇四十七 省略 四十八 個人の道府 県民税又は市町村 民税に係る特別減 税等による平成六 年度から平成八年 度まで及び平成十 年度から平成十八 年度までの各年度 の減収を補てんす るため当該各年度 において特別に起 こすことができる こととされた地方 債の額 四十九・五十 省 略	(1) 省略 (2) 所得税法等の一部を改正する法律（ 平成十九年法律第 号）第十二条 の規定による改正前の租税特別措置法 （昭和三十二年法律第二十六号）第八 十六条の四第一項に規定する普通乗用 自動車譲渡等に係る消費税の税率の 特例の適用期間の終了による平成六年 度における消費税の収入の減少に伴う 道府県又は市町村に対して譲与される 消費譲与税の額の減少による同年度及 び平成七年度の減収額 (3) 省略 (8) 省略	省略 省略 省略

4 6 省略

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第百四十条 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

（国税徴収法等の適用）

第百八十六条 投資法人が解散した場合における国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第三十四条第一項及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十一条の三の規定の適用については、これらの規定中「清算人」とあるのは、「清算執行人」とする。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一〇四十七 同上 四十八 同上 四十九・五十 同上	(1) 同上 (2) 租税特別措置法（昭和三十二年法律 第二十六号）第八十六条の四第一項に 規定する普通乗用自動車譲渡等に係 る消費税の税率の特例の適用期間の終 了による平成六年度における消費税の 収入の減少に伴う道府県又は市町村に 対して譲与される消費譲与税の額の減 少による同年度及び平成七年度の減収 額 (3) 同上 (8) 同上	同上 同上 同上

4 6 同上

（国税徴収法等の適用）

第百八十六条 投資法人が解散した場合における国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第三十四条及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十一条の三の規定の適用については、これらの規定中「清算人」とあるのは、「清算執行人」とする。

(公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正)

第四百四十一条 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)の一部を次のように改正する。

(保証料の払戻し)

第十四条 省 略

2 省 略

3 前項の規定は、法人税法第二条第三十号に規定する中間申告書で同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの若しくは同法第二条第三十一号に規定する確定申告書又は同条第三十一号の二に規定する連結中間申告書で同法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したもの若しくは同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨及び払い戻した保証料の額に関する事項の記載がない場合においては、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、適用しない。

(農地法施行法の一部改正)

第四百四十二条 農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

(登録税法の改正に伴う経過規定)

第二十二条 省 略

2 第三条又は第四条の規定によりなお従前の例によるものとされるこれらの規定に規定する登記については、平成二十四年十二月三十一日までに受けるものに限る。登録免許税を課さない。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第四百四十三条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

(内国消費税等に関する特例)

第八十条 沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当

(保証料の払戻し)

第十四条 同 上

2 同 上

3 前項の規定は、法人税法第二条第三十号に規定する中間申告書で同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの若しくは同法第二条第三十一号に規定する確定申告書又は同条第三十一号の二に規定する連結中間申告書で同法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したもの若しくは同法第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨及び払い戻した保証料の額に関する事項の記載がない場合においては、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、適用しない。

(登録税法の改正に伴う経過規定)

第二十二条 同 上

2 第三条又は第四条の規定によりなお従前の例によるものとされるこれらの規定に規定する登記については、平成十九年十二月三十一日までに受けるもの限り、登録免許税を課さない。

(内国消費税等に関する特例)

第八十条 同 上